

### 第3章 生活環境影響調査項目の選定

#### 3-1 選定した項目及びその理由

本事業は、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備するものである。このことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示された焼却施設における標準的な生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連から、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査事項を選定した。

生活環境影響要因と生活環境影響調査項目は表3-1-1に、選定した項目及びその理由は表3-1-2に示すとおりである。

表3-1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因		煙突 排ガス の排出	施設排水 の排出	施設 稼働	施設から の悪臭の 漏洩	廃棄物 運搬車両 の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○				
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 (水銀)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
		生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		—			
		浮遊物質 (SS)		—			
		ダイオキシン類		—			
		その他必要な項目		—			

注1) ○：選定した項目

—：生活環境影響調査指針に生活環境影響調査項目として示されているが、選定しなかった項目

注2) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) などがあげられる。

表 3-1-2 選定した項目及びその理由

調査事項	生活環境影響要因	生活環境影響調査項目	選定した理由
大気質	煙突排ガスの排出	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 浮遊粒子状物質 (SPM) 塩化水素 (HCl) ダイオキシン類 その他必要な項目 (水銀)	施設の稼働に伴い、煙突排ガスを排出することから、生活環境影響調査項目として選定した。
	廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 浮遊粒子状物質 (SPM)	廃棄物運搬車両の走行に伴い、自動車排ガスを排出することから、生活環境影響調査項目として選定した。
騒音	施設の稼働	騒音レベル	施設の稼働に伴い、騒音が発生することから、生活環境影響調査項目として選定した。
	廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル	廃棄物運搬車両の走行に伴い、騒音が発生することから、生活環境影響調査項目として選定した。
振動	施設の稼働	振動レベル	施設の稼働に伴い、振動が発生することから、生活環境影響調査項目として選定した。
	廃棄物運搬車両の走行	振動レベル	廃棄物運搬車両の走行に伴い、振動が発生することから、生活環境影響調査項目として選定した。
悪臭	煙突排ガスの排出	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	施設の稼働に伴い、煙突排ガスを排出することから、生活環境影響調査項目として選定した。
	施設からの悪臭の漏洩	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	施設の稼働に伴い、悪臭が漏洩する可能性があることから、生活環境影響調査項目として選定した。

3-2 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目及びその理由は、表 3-2-1 に示すとおりである。

表 3-2-1 選定しなかった項目及びその理由

調査事項	生活環境影響要因	生活環境影響調査項目	選定しなかった理由
水質	施設排水の排出	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質 (SS) ダイオキシン類 その他必要な項目	本事業におけるプラント排水は、外部に発生しない計画であることから、生活環境影響調査項目として選定しなかった。